

きりゅう暮らし応援事業

申し込みは

4月20日（水）から

市の人口減少を抑制するとともに、移住・定住を促進することを目的に、誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりや空き家・空き地を利用した地域の活性化のため、事業の一部を助成します。

各助成の併用は可能ですが、加算補助項目が重複する場合は、いずれかの加算補助のみの交付です。

※助成には条件がありますので、事前にお問い合わせください。また、住宅取得応援助成以外は、着工前の申請が必要です。

■ 住宅取得応援助成 ■

対象＝市内に住宅を建築または購入し、これから5年以上定住する人

補助額＝基本補助額と加算補助額の合計のうち、住宅取得金額の10パーセントまたは200万円のいずれか低い金額

基本補助＝住宅取得金額の3パーセントで上限30万円※併用住宅は、居住部分のみ補助対象

加算補助・対象＝①夫婦加算（15万円）…申請年度の4月1日現在49歳以下の夫婦の世帯／②三世同居加算（10万円）…親・子・孫が同居する世帯／③移住加算（20万円）…市外からの移住者がいる世帯／④子ども加算（中学生以下の子ども1人につき15万円）／⑤誘導区域加算（10万円）…居住誘導区域および新里・黒保根町の生活拠点に住む場合／⑥市内業者加算（10万円）…市内の元請業者・下請業者を利用して新たに建築する場合／⑦空き家・空き地バンク加算（15万円）

募集件数＝予算の範囲内

問い合わせ＝建築住宅課住宅係（☎内線632・633）

■ 空き家除却助成 ■

※5月9日（月）の時点で、応募多数の場合は抽せん

▶跡地利用制限なしの除却

対象＝市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事

補助額＝対象工事費の50パーセントで上限30万円

▶移住者限定跡地利用制限ありの除却

対象＝市内に昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事で、跡地に移住者が住宅を新築する場合

補助額＝対象工事費の50パーセントで上限50万円

▶不良住宅などの除却

対象＝1年以上居住その他の使用がなく、著しく損傷している空き家の除却工事※市の事前調査が必要です。

補助額＝対象工事費の80パーセントで上限100万円

募集件数＝各10件程度（予算の範囲内）

問い合わせ＝定住促進室空き家対策係（☎内線736）

■ 住宅リフォーム助成 ■

対象＝市内に住宅を所有し居住している人が、市内業者を利用して行う工事費20万円以上のリフォーム工事※過去にこの補助金と桐生市住環境改善助成事業補助金の交付を受けたリフォーム工事箇所は、対象外

補助額＝基本補助額と加算補助額の合計で上限30万円

基本補助＝上限20万円（補助率は対象工事費の10パーセント※子育て世帯は、対象工事費の20パーセント）

加算補助＝省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯の各工事で、上限10万円（補助率は対象工事費の10パーセント※子育て世帯は、対象工事費の20パーセント）

募集件数＝160件程度（予算の範囲内、先着順）

問い合わせ＝建築住宅課住宅係（☎内線632・633）

■ 空き家利活用助成 ■

※5月9日（月）の時点で、応募多数の場合は抽せん

▶空き家利活用助成

対象＝1年以上居住していない住宅のリフォーム工事

補助額＝基本補助と加算補助の合計のうち、対象工事費の50パーセントで上限70万円

基本補助＝工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の30パーセントで上限20万円

加算補助＝①移住加算（20万円）／②子ども加算（中学生以下の子ども1人につき15万円）／③空き家・空き地バンク加算（15万円）／④性能向上加算（工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯工事をする場合10万円）／⑤ファミリー加算（2人以上の世帯の場合15万円）※子ども加算と重複する場合はなし

▶移住者限定空き家利活用助成

対象＝市外から移住し、1年以上居住していない耐震性のある住宅のリフォーム工事

補助額＝工事費20万円以上の工事のうち、対象工事費の3分の2または上限100万円

募集件数＝全体で8件程度（予算の範囲内）

問い合わせ＝定住促進室定住促進係（☎内線367）